



1963年度第6回長野市議会臨時会と議録

1. 1963年1月14日第6回長野市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

- |      |         |      |         |      |             |
|------|---------|------|---------|------|-------------|
| 1番   | 天久 豪太郎  | 2番   | 比 瀬 定 亮 | 3番   | 天 久 盛 雄     |
| 4 "  | 安次富 盛 信 | 5 "  | 石 川 真 六 | 6 "  | 仲 村 春 果     |
| 7 "  | 稻 嶺 正 康 | 8 "  | 石 田 英 正 | 9 "  | 安 里 安 明     |
| 10 " | 又 吉 正 弘 | 11 " | 石 川 繁   | 12 " | 大 川 昇       |
| 13 " | 伊 佐 真 得 | 14 " | 仲 村 喜 水 | 15 " | 宮 城 盛 昌     |
| 16 " | 宮 里 敏 行 | 17 " | 伊 佐 貞 寿 | 18 " | 中 里 幸 助     |
| 19 " | 武 島 行 男 | 20 " | 仲 村 盛 光 | 21 " | 古 渡 藏 清 次 郎 |

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

- |      |         |      |             |      |         |
|------|---------|------|-------------|------|---------|
| 1番   | 天 久 豪太郎 | 2番   | 比 瀬 定 亮     | 3番   | 天 久 盛 雄 |
| 4 "  | 安次富 盛 信 | 5 "  | 石 川 真 六     | 6 "  | 仲 村 春 果 |
| 7 "  | 稻 嶺 正 康 | 9 "  | 安 里 安 明     | 10 " | 又 吉 正 弘 |
| 11 " | 石 川 繁   | 12 " | 大 川 昇       | 13 " | 伊 佐 真 得 |
| 14 " | 仲 村 喜 水 | 15 " | 宮 城 盛 昌     | 16 " | 宮 里 敏 行 |
| 17 " | 伊 佐 貞 寿 | 18 " | 中 里 幸 助     | 19 " | 武 島 行 男 |
| 20 " | 仲 村 盛 光 | 21 " | 古 渡 藏 清 次 郎 |      |         |

5. 欠席議員は次のとおりである。

- 8番 石 田 英 正

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

- 市長 仲村 春勝 助役 共 眞徳 収入役 仲村 春松  
 総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一  
 建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 督俊

1963年度第6回宜野湾市議会臨時会々談録

1. 1963年1月14日第6回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4"	安次富盛信	5"	石川真六	6"	仲村春果
7"	稻嶺正康	8"	石田英正	9"	安里安明
10"	又吉正弘	11"	石川繁	12"	大川昇
13"	伊佐真得	14"	仲村喜永	15"	宮城盛昌
16"	官里敏行	17"	伊佐貞寿	18"	中里幸助
19"	武島行男	20"	仲村盛光	21"	古波藏清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4"	安次富盛信	5"	石川真六	6"	仲村春果
7"	稻嶺正康	9"	安里安明	10"	又吉正弘
11"	石川繁	12"	大川昇	13"	伊佐真得
14"	仲村喜永	15"	宮城盛昌	16"	官里敏行
17"	伊佐貞寿	18"	中里幸助	19"	武島行男
20"	仲村盛光	21"	古波藏清次郎		

5. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石田英正

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 呉屋 真徳 収入役 仲村 春松

総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一  
 建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋誠 伊佐正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の決定について。

日程第3. 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について。(議案第1号)

日程第4. 議案第2号宜野湾市税条例設定について。

9. 会議の顛末

議長～出席14名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しました。よつて只今より第6回宜野湾市議会臨時会を開会致します。(午前10時18分)

議長～直ちに会議を開きます。

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～日程第1. 会期についてお諮り致します。

議長～本会期は14日、15日、16日の3日間にしたいたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期は本日より16日までの(3日間)と決定致します。

議長～日程第2. 会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

14番～議長指名とする動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立致しました。お諮り致します。動議のとおり議長指名とすることに御異議ございませんか。

(



7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の決定について。

日程第3. 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について。(議案第1号)

日程第4. 議案第2号宜野湾市税条例設定について。

9. 会議の顛末

議長～出席14名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しました。よつて只今より第6回宜野湾市議会臨時会を開会致します。(午前10時18分)

議長～直ちに会議を開きます。

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～日程第1. 会期についてお諮り致します。

議長～本会期は14日、15日、16日の3日間にしたしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期は本日より16日までの(3日間)と決定致します。

議長～日程第2. 会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

14番～議長指名とする動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がございましたので、成立致しました。お諮り致します。動議のとおり議長指名とすることに御異議ございませんか。

(

( 異議なしと呼ぶ )

議 長 ~ 御<sup>事</sup>察ないものと認め、議長指名と致します。7番相領正康、15番宮城誠昌の両議員を指名致します。

議 長 ~ 日程第3、議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを上程致します。  
喜記をして朗読をします。

議 長 ~ 提案者の趣旨説明を求めます。

議 長 ~ 1番議員の出席を報告します。

市 長 ~ 工事面において、外人向の貸住宅地域である処を、今度市の事業として移管するようになり、そこには市の事業として、メーター等を取付けたりしなければ出来ないと、それを移管したために給水による処の収益が増えつつあります。  
前、政府からの補助金が来た場合には、直ぐ公社に償還するようになっておりましたが、貸住宅地域の事業が急激に増えたので、その補助金の1部(6,000 \$)を工事費にまわしてもらおうよう水道公社に申し入れした処、決定は理事会でしか出来ないが、總裁としては出資であるとお話を受けてましたので、その1部でもつて水道工事を進めて行きたいと思つて更正をしてあります。宜しく御審議の程をお願い致します。尚、詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議 長 ~ 本案に対する質疑を認めず。

議 長 ~ 6.16番議員の出席を報告します。

19番 ~ 才出の面、1項1目の吏員給の120 \$の減について、それから職員任用替えと云うものはどう云うものであるのか。  
又第2項1目の元利償還金について、当初予算では6,572 \$となつていますが、更正で15000 \$と合計21,572 \$となつていますが、結局当初で6,572 \$を償還するのとてとて予算を組んだと想うが、何故これだけ増えたか。  
それから2款1項2目の24節の代用線2,000米とはどう云う性質のものであるのか。

水道課長 ~ 吏員給が120 \$減になっておりますが、これは資材係1名、給水係1名、合計2名が病気で1時休んでから辞めましたので減になっております。

それから2項の償還金15000 \$の追加についてであります。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異がないものと認め、議長指名と致します。7番稻領正康。15番宮城盛昌の両議員を指名致します。

議 長～日程第3。議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～1番議員の出席を報告します。

市 長～工事面において、外人向の貸住宅地域である処を、今度市の事業として移管するようになり、そこには市の事業として、メーター等を取付けたりしなければ出来ないと。それを移管したために給水による処の収益が増になつております。尚、政府からの補助金が来た場合には、直ぐ公社に償還するようになつておりましたが、貸住宅地域の事業が急激に増えたので、その補助の1部(6,000\$)を工事費にまわしてもらおうよう水道公社に申し入れた処、決定は理事会でしか出来ないが、総裁としては出来るであらうとお話しを受けましたので、その1部でもつて水道工事を進めて行きたいと思つて更正をしてあります。宜しく御審議の程をお願い致します。尚、詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を認めます。

議 長～6。16番議員の出席を報告します。

19番～才出の面で、1項1目の更員給の120\$の減について、それから職員任用替えと云うものはどう云うものであるのか。又第2項1目の元利償還金について、当初予算では6,572\$となつているが、更正で1,500\$と合計21,572\$となつているが、結局当初で6,572\$を償還するとのことで予算を組んだと思うが、何故これだけ増えたか。それから2款1項2目の24節の代用線2,000米とはどう云う性質のものであるのか。

水道課長～更員給が120\$減になっておりますが、これは資材係1名、給水係1名。合計2名が病気で1時休んでから辞めましたので減になつております。

それから2項の償還金1,500\$の追加についてであります。この



借入れが、62年12月26日ですえ償が1ヶ年でございます。本年度の6月から元金と利子で6,572\$償還しなければ出来ません。昨年2月の議会において、政府からの補助金が入つて来たので、更に更正金を入つた場合は、直ぐ償還にあてると云う契約条項がありまして、更正で受けて償還すると云うことではありましたが、未だしてありません。それで繰越金22,279\$の中に21,600\$余の補助金が繰越されておりますので、開発公社にその補助金を償還したいが今度工事が700件余りしたいので、その資金として6,000\$を来年度まで延期してもらえないかと申し入れた処、総裁としても決定は理事会でしかわからないが、可能ではないかとお話でありましたので、6,572\$と15,000\$で合計21,572\$の償還をしたいと思つて居る。24節の代用線2,000米となつておりますが、各戸に給水する場合、各道路に二ノルの給水管を引いて行かねば出来ませんので給水管(代用線)600\$を計上してあります。

19番～いわゆるろじを通つた線が代用線ということですか。(はい)

5番～1款1項営業収益の880栓について、具体的に御説明を願います

議長～18番の出席を報告します。

水道課長～当初予算では、目標が700栓でありましたが、12月までに全部終つてしまつて、現在給水栓数が2,350栓になつております。今度米人向貸住宅の700栓を是非して行きたいと思つております。これは2月1日付で孫生、大西、横田等が許可になつて居る。これ等の増加と普通水道課で受附している分を含めて計上してある

5番～米人向貸住宅が700件と云うが、それは現在宜野湾市内に貸住宅が700件であるとの認定であるのか。又その700件の中には住宅公社所有の貸住宅も含まれているのか。

水道課長～これはまとまつた地域にある米人向貸住宅であります。住宅公社の分は含まれておりません。現在宜野湾市には、1,250の貸住宅がありますが、給水されているのが350件であります。

3番～営業費の7節退職給与金の172\$について、これは何ヶ年勤めた者であるのか。又賞金の180\$について、食料費の100\$の不用減について御説明願います。

水道課長～退職金については、2名で2ヶ年以上勤めております。賞金については、これから応募を申請している700件と孫生の90件とその他を合すると、約1,000\$位の米人向貸住宅となる

の借入れが、62年12月26日ですえ置が1ヶ年でございます。本年度の6月から元金と利子で6,572\$償還しなければ出来ない。昨年2月の議会において、政府からの補助金が入つて来まして、更正をしたのであります。しかし開発公社との条件の中に政府から補助金が入つた場合は、直ぐ償還にあてると云う契約条項がありまして、更正で受けて償還すると云うことではありましたが、未だしてありません。それで繰越金22,279\$の中に21,600\$余の補助金が繰越されておりますので、開発公社にその補助金を償還したいが今度工事が700件余りしたいので、その資金として6,000\$を来年末まで延期してもらえないかと申し入れた処、総裁としても決定は理事会でしかわからないが、可能ではないかとお話でありましたので、6,572\$と15,000\$で合計21,572\$の償還をしたいと思つてゐる。24節の代用線2,000米となつておりますが、各戸に給水する場合、各道路にビニールの給水管を引つて行かねば出来ませんので給水管(代用線)600\$を計上してあります。

19番～いわゆるろじを通つた線が代用線ということですか。(はい)

5番～1款1項営業取益の880栓について、具体的に御説明を願います

議長～18番の出席を報告します。

水道課長～当初予算では、目標が700栓でありましたが、12月までに全部終つてしまつて、現在給水栓数が2,350栓になつております。今度米人向貸住宅の700栓を是非して行きたいと思つております。これは2月1日付で瑞生・大西・横田等が許可になつてゐる。これ等の増加と普通水道課で受附している分を含めて計上してある

5番～米人向貸住宅が700件と云うが、それは現在宜野湾市内に貸住宅が700件であるとの認定であるのか。又その700件の中には住宅公社所有の貸住宅も含まれているのか。

水道課長～これはまとまつた地域にある米人向貸住宅であります。住宅公社の分は含まれておりません。現在宜野湾市には、1,250の貸住宅がありますが、給水されているのが350件であります。

3番～営業費の7節退職給与金の172\$について、これは何ヶ年勤めた者であるのか。又賞金の180\$について。食料費の100\$の不用減について御説明願います。

水道課長～退職金については、2名で2ヶ年以上勤めております。

賞金については、これから移管を申請している700件と瑞生の90件とその他を合せると、約1,000\$位の米人向貸住宅となる



が、現在通訳をしていてる2人が事務をしている。郵便はがき式に  
して調もつて来たもを各個人に配布する、又は料金の納付は直接水  
に納めると同時に、その月食料に  
0分として、6ヶ月分を計上し、  
もつては、これら  
が、

5 番～800 栓の内訳については、米人向貸住宅地域のまとまつた処の7  
00 栓とありますが、住宅公社のものもまとまつた地域に  
ありますが、これが除外になつて理由について御説明願います

水道課長～住宅公社の方は接渉したことはありませんが、今までに話しを申  
し込られた分は、公社以外の地域であります。  
出来るかどうかは良く分かりませんが、これから公社に接渉したいと  
思っております。

3 番～繰越金が22,279 万となつておるが、その内訳はどうなつておるか。  
前年度の場合に補助金が来た場合には全部償還に充てなければなら  
ないとのことでありましたが、今先の課長の説明では15,000万との  
ことでありましたが、それは確実の話し合いであるのかどうか。

水道課長～22,279万の内21,637,49万となつております。  
文書でもつて話し合つた処、一応理事会でしか決定は出来ませんが、  
しかしこれは水道事業の拡張であるので考慮されるであろうとのお  
話を承りましたので、その前提に立つて予算も更正してありま  
す。又出来るだけその処置はしてもらふよう要望もしてあります。

14 番～設計手数料、印刷製本費とは如何なるものであるか、御説明願いま  
す。

水道課長～設計手数料というものは、その個人に引込をする場合に設計者が  
要りますので、その場合の設計手数料でございます。  
印刷製本費については、通常色々の様式がございますが、例へば帳  
簿類の印刷費等でございます。

3 番～給水施設費の費金について、工事量は多くなつてはいるが人夫費が減  
になつてはいることはどう云うことか。  
条例にもメーター取付は市がやるよになつてはいるが、これを請負  
者にさせているようなことを聞くが、事業であるかどうか。

水道課長～メーター取付は、従来は市がやるものでありますが、現在は  
委託しているものと、委託していないものと、委託しているものと  
委託していないものと、委託しているものと委託していないものと

が、現在は通訳をしている2人が事務をしている。郵便はがき式にして調定したものを各個人に配布すると、又料金の納付は直接水道課にもつて来て良いが、1号線沿れは大山にあるアメリカの銀行に納めると云つた方法で取金をやりたいと思つている。それで臨時よる人を採用して、まに合せたいと思つている。これは月30\$として6ヶ月分を計上してあります。食料費については、これから色々と接渉もありますが100\$を減にしても充分あると思つております。

- 5 番～880 栓の内訳については、米人向貸住宅地域のまとまつた処の700 栓とのことでありますが、住宅公社のものもまとまつた地域にありますが、これが除外になつている理由について御説明願います

水道課長～住宅公社の方は接渉したことはありませんが、今までに話しを申し込めた分は、公社以外の地域であります。出来るかどうかは良く分かりませんが、これから公社に接渉したいと思つております。

- 3 番～繰越金が22,279\$となつておるが、その内訳はどうなつているか。前年度の場合に補助金 came 場合には全部償還にあてなければならぬとのことでありましたが、今先の課長の説明では15,000\$とのことでありましたが、これは確実の話し合いであるのかどうか。

水道課長～22,279\$の内21,637,49\$となつております。文書でもつて話し合つた処、一応理事会でしか決定は出来ないが、しかしこれは水道事業の拡張であるので考慮されるであろうとのお話を受け賜りましたので、その前提に立つて予算も更正してあります。又出来るだけその処置はしてもらふよう要望もしてあります。

- 14 番～設計手数料、印刷製本費とは如何なるものであるか、御説明願います。

水道課長～設計手数料というものは、その個人に引込をする場合に設計者が入りますので、その場合の設計手数料でございます。印刷製本費については、通常色々の様式がございますが、例へば帳簿類の印刷費等でございます。

- 3 番～給水施設費の賃金について、工事量は多くなつているが人夫賃が減になつていることはどう云うことか。条例にもメーター取付は市がやるよになつているが、これを請負者にさせ置けるようなことを聞くが、事実であるかどうか。





水道課長～この賃金の220\$の減は、350日×3人の人夫賃を計上してあります。だが、こういう移管の場合には1定の期限が示めされておりますので、給水・メーター取付等も早めに行なうべきではない。又早くすることによつて収入も早めに入つて来ますので、請負をさせております。

3 番～メーター取付を請負させる場合、条例の改正の必要はないかどうか又条例との関連についてはどうなっているか。

水道課長～市がやるのが立前ではありますが、条例にもあります通り市又は市が指定した者に施行させることが出来るとありますので、別段支障はないと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時13分)

議 長～再開致します。(午前11時15分)

16 番～才入の営業収益の附記で、一般880栓追加による26,355\$の贈となつておりますが、その算定基礎、水量の問題が水道公社の表題であると思うが、その数字の算定基礎、それと現在のマーシー地区と同じように行務を運んで行きたいと、そうなりますと当然そこには通信運搬費が贈にならなければならないが、又当初予算には48\$計上されているが、しかし880栓贈になるので一応通信運搬費も考えられると思うが、これについてどうお考えになるか。  
2款の修繕費の180\$について、当初においては150\$の修繕費が計上されてありますが、新しい車を購入されて後半年間で180\$の修繕費が必要であるかどうか。  
それから24節の4箇所の事事請負費がありますが、その工事の時期について。

水道課長～この26,355\$の増についてであります。これは当初予算では家事用が2,27\$営業用が7,21\$と平均額を見積つているが、これは前年度の実績から出したものであります。  
63年度においては、家事用が2,70\$となつているがこれは米人向貸住宅が増して多くなつております。

議 長～暫休憩致します(午前11時20分)

議 長～再開致します(午前11時27分)

議 長～4番議員の出席を報告します。

水道課長～大副名の追加工事は、現在配管してある6インチパイプを米人向貸住宅までの追加であります。道路切断しなければ出来ないので、軍からの許可がなければ工事は出来ません。

大山の方は許可は前におりておりますが、8インチパイプがいくら掘りかえしても見つからないと、それをさすのに相当の期間を要しております。

1 番～才入の1款営業収益について、前年度までの予算額が82,375\$追加更正予算額が27,328\$で32,3%になっておりますが、しかし才入の受水費37,042\$に対して、13,580\$の増になり、その率が36,6%となっております。

増加することによつて、収益率も上つて来ると思うが、減になっている理由について御説明願います。

水道課長～収入に比例して、水代も上つて来るのが当然ではないかと云うことになりませんが、しかし超過水料の方は安くなつておりますので、平均して2,76\$となつています。

8立方メートルで1,76\$であります。超過をすることにより1立方メートル0,15\$となりますので、差額が生じて来ます。

1 番～米人向貸住宅からの収益は、平均して一般のよりは悪いと云うことになるのか。

水道課長～水を多く使用すれば、それだけのおん~~ん~~があることになりまますので、一般より悪いと云うことにはなりません。

議 長～暫休懸致します(午前11時36分)

議 長～再開致します(午前11時38分)

議 長～質疑打切の声をありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案の質疑を打切ることに致します。

議 長～では討論を求めます。

1 番～才入の資本収入の22,279\$。これは補助金が含まれているようになっておりますが、この補助金は原則的には、償還にあてなければ出来ないとありますが、開港公社と充分なる話し合をするこによつて、可能だと想いますので原案に賛成致します。

議 長～4番議員の出席を報告します。

水道課長～大謝名の追加工事は、現在配管してある6インチパイプを米人向貸住宅までの追加であります。道路切断しなければ出来ないのので軍からの許可がなければ工事は出来ない。  
大山の方は許可は前におりておりますが、8インチパイプがいくら廻りかえしても見つからないと、それをさぐすのに相当の期間を要しております。

- 1 番～才入の1款営業収益について、前回までの予算額が82,875\$追加更正予算額が27,328\$で32.3%になつておりますが、しかし才出の受水費37,042\$に対して、13,580\$の増になり、その率が36.6%となつております。  
増加することによつて、収益率も上つて来ると思うが、源になつて理由について御説明願います。

水道課長～収入に比例して、水代も上つて来るのが当然ではないかと云うことになりませんが、しかし超過水料の方は安くなつておりますので、平均して2,70\$となつて居る。  
8立方メートルで1,70\$であります。超過をすることに1立方メートル0,15\$となりますので、差額が生じて来ます。

- 1 番～米人向貸住宅からの収益は、平均して一般のよりは悪いと云うことになるのか。

水道課長～水を多く使用すれば、それだけのおん慮があると云うことになりまして、一般より悪いと云うことにはならない。

議 長～暫休憩致します(午前11時36分)

議 長～再開致します(午前11時38分)

議 長～質疑打切の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案の質疑を打切ることに致します。

議 長～では討論を求めます。

- 1 番～才入の資本収入の22,279\$。これは補助金が含まれているようになっておりますが、この補助金は原則的には、償還にあてなければ出来ないとのことではありますが、開発公社と充分なる話し合をするによつて、可能だと思ひますので原案に賛成致します。



16番～御要望を申し上げます。一応予算途中で追加更正される場合においては、当初予算を十二分に念頭におかれると同じに、今後の事業等においても慎重をきすと同じに、あくまでも特別会計である水道事業をできるだけ全市民に行きわたるよう努力してもらいたいことを御要望申し上げて、原案に賛成致します。

5番～御要望を申し上げます。事業でありますからには、どうしても収益を上げることを目標にして進めなければならないが、現在市内にある米人向貸住宅は1,300件位と推定されておりますが、給水の対象は700件を想定しているが、これは年度中途という時期的側面からそうなつていっていると思いますが、もつと給水範囲を最大に拡張されるように努力してもらいたいことを御要望申し上げます。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思っております。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休懸致します。(午前11時44分)

議長～再開致します。(午後1時16分)

議長～日程第2。議案第2号宜野湾市清掃条例設定についてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の説明を願います。

市長～市界格に伴い、清掃法(1955年法律第66号)第5条第1項の規定による特別清掃地域となり、衛生行政の強化と収容を計るためその規範となる条例を設定する必要があるもので、提案してあります

16番～御要望を申し上げます。一応予算途中で追加更正なされる場合においては、当初予算を十二分に念頭におかれると同じに、今後の事業等においても慎重をきすと同じに、あくまでも特別会計である水道事業をできるだけ全市民に行きわたるよう努力してもらいたいことを御要望申し上げて、原案に賛成致します。

5番～御要望を申し上げます。事業でありますからには、どうしても収益を上げること为目标にして進めなければならないが、現在市内にある米人向賃貸住宅は1,300件位と推定されておりますが給水の対象は700件を想定しているが、これは年度中途という時期的な面からそうなつていていると思いますが、もつと給水範囲を最大に拡張されるように努力してもらいたいことを御要望申し上げ、原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。

議長～では議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第1号1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、原案通り可決々定致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時44分)

議長～再開致します。(午後1時16分)

議長～日程第2。議案第2号宜野湾市清掃条例設定についてを上程致します。  
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の説明を願います。

市長～市昇格に伴い、清掃法(1955年法律第66号)第5条第1項の規定による特別清掃地域となり、衛生行政の強化と改善を計るためその規範となる条例を設定する必要があるので、提案してあります

議 長～本案の質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午餐1時40分)

議 長～再開致します(午餐2時23分)

議 長～ページ毎に質疑を願います。

19番～第2条第2項に汚液が漏れないようにしなければならぬとありますが、例へば普通のすり箱等の場合は、雨水が入った場合はかえつて不衛生的であり、漏れないようにしなければ出米ないと云うことは、ザンパン入等を指しているのか。

総務課長～汚物の内容によつては、雨水が入つて汚液が流れた場合は周辺に衛生的に悪いと、又それ以外にかえつて通気等を考へてすり箱を設置した方が良くと云うことも考えられますが、ここは云う(漏れないようにしなければならぬと)云うことは、汚液が漏れた場合に困るような汚物を入れる箱と云うことであります。

3番～第1条の目的であります、法令に特別の定めと云うことは、どう云うものか。

総務課長～只今の御質問は範囲が大きいので、要点だけを御説明致します。法は政府と市町村に對する責務とそれから清潔の保持に對する基本的要項、特別清掃地域についての規定、特別清掃地域の汚物処分について、基本事項、公共の掃施設の設置、特別清掃地域の施設及び使用の制限規定、汚物の投棄禁止、ふん尿の使用法の制限規定、し尿じよう化そう及びし尿貯溜そう、汚物取扱業に對する市町村よりの許可権の委認、大掃除の奨励、手数料の徴収、以上の項目から清掃法の規定はなつてゐる。

3番～清掃法という母法がある以上、市にもなつて当然特別清掃地域の運用を受けると、法のありかたを住民にどう納得させて守らせて行くか、清掃法と云うことが、清掃条例を作るに於いて大きな根本問題だと思ふが、清掃法と云うものは、当然住民にもわからなければいけないが、これについて、市当局としてはどう云う方法で住民に納得せしめるか。

総務課長～これは法の運用でありますので、当然法の施行と云うものは、中央機関が立ちまわると云うことになりまふので、過去においてこの法律は55年に設定されておりますが、政府としても法の設定に伴う趣旨徹底を計ると云う處は充分とは云えないにしても、相当力を



議 長～本案の質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後1時40分)

議 長～再開致します(午後2時23分)

議 長～ページ如に質疑を願います。

19番～第2条第2項に汚液が漏れないようにしなければならないとありますが、例へば普通のすり箱等の場合は、雨水が入つた場合はかえつて不衛生的であり、漏れないようにしなければ出来ないと云うことは、ジャンパン入等を指しているのか。

総務課長～汚物の内容によつては、雨水が入つて汚液が流れた場合は周辺に衛生的に悪いと、又それ以外にかえつて通気等を考えてすり箱を設置した方が良くと云うことも考えられますが、これ云う(漏れないようにしなければならないと)云うことは、汚液が漏れた場合に困るような汚物を入れる箱と云うことであります。

3番～第1条の目的であります。法令に特別の定めと云うことは、どう云うものか。

総務課長～只今の御質問は範囲が大きいので、要点だけを御説明致します。法は政府と市町村に対する責務とそれから清潔の保持に対する基本的要項。特別清掃地域についての規定。特別清掃地域での汚物処分についての基本事項。公共の清掃施設の設置。特別清掃地域の施設及び使用の制限規定。汚物の投棄禁止。ふん尿の使用法の制限規定。し尿じよう化そう及びし尿野溜そう。汚物取扱業に対する市町村よりの許可権の委認。大掃除の実施。手数料の徴収。以上の項目から清掃法の規定はなつている。

3番～清掃法という母法がある以上、市にもなつて当然特別清掃地域の適用を受けると。法のありかたを住民にどう納得させて守らせて行くかと云うことが、清掃条例を作るにおいて大きな根本問題だと思つたが、清掃条例は汚物処理と云う面であるが一応おたがいが規制される清掃法と云うものは、当然住民にもわからなければいけないが、これについて、市当局としてはどう云う方法で住民に納得せしめるか。

総務課長～これは法の運用でありますので、当然法の施行と云うものは、中央機関がたちさわると云うこととなりますので、過去においてこの法律は55年に設定されておりますが、政府としても法の設定に伴つて趣旨を計ると云うことは充分とは云えないにしても、相当力を

入れているようであります。  
 市町村としては一機關に過ぎませんので、政府とタイアツプして、あくまでも政府の指導助言のもとに、政府が行う計画に対して全面的な協力をして推進をして行きたい。  
 又特別清掃地域になつたのが最近でありますので、充分なヒアールは行つてない所もあると思ひますが、今後は政府とタイアツプして趣旨徹底を計つて行きたいと思つております。

18番～第3条で云う処分の方法について調整すると云うことは、どのような調整をするのか。又季節的清掃地域にあつては季節的期間を一週間とするとあるが、地域と云うのはどう云う意味であるのか。

総務課長～第3条で処分方法は調整しとありますが、清掃については、法の運用と政府の企画もあると。又各地域地域の市町村においても、その地域性を生かした特別な機調と云うものがあると云うことで、企画面の調整を意味している。  
 それから季節的清掃地域と云うものは、或る伝染病が発生した場合に特にその地域を指定して特別清掃をすると云つたようなことがあります。

18番～処分の方法については、全部業者にまかすと云うことになりますと問題はないが、一応市自体としてやる場合を前提として考えた場合一専業になりますので、予算とも関連して来ると思ふが、年度前において企画もして予算にも計上されると思ひますがこれについて。

総務課長～業者は部落と云う地域がございしますが、そう云う所の企画と云うことが考えられますので、当初予算においても、当然その企画に基づき裏付と云うものが考えられます。

19番～処分の方法について、従来の清掃週間の場合、手り、アクタを処理するための市の指定した処理場がないために、業者が小作している処理場に投入している現状であります。市として処理場設置の計画があるかどうか。

総務課長～現在指定した場所はありますが、その指定した分だけでは足りない、又各部落でも各々設置はしております。  
 市においても責任がありませんので、防成するなりの方法で、自発的な開発と云うことも今後継続して行きたいと思つております。  
 現在市が指定した場所は普天間ひ行場入口の所であります。これは軍用地であります。市の方から米魂親善委員会を通して承諾を得て指定した場所と云うことになっております。

議長～次に進みます。



入れているようであります。

市町村としては一機関に過ぎませんので、政府とタイアップして、あくまでも政府の指導助言のもとに、政府が行う計画に対して全面的な協力をして推進をしていきたい。

又特別清掃地域になつたのが最近でありますので、充分なじアールは行つてない所もあると思ひますが、今後は政府とタイアップして趣旨徹底を計つていきたいと思つております。

18番～第3条で云う処分の方法について調整すると云うことは、どのような調整をするのか。又季節的清掃地域にあつては季節的期間を一期間とするとあるが、地域と云うのはどう云う意味であるのか。

総務課長～第3条で処分方法は調整しとありますが、清掃については、法の運用と政府の企画もあると。又各地域地域の市町村においても、その地域性を生じた特別な機関と云うものがあると云うことで、企画面の調整を意味している。

それから季節的清掃地域と云うものは、或る伝専病が発生した場合に特にその地域を指定して特別清掃をすると云つたようなことがあります。

18番～処分の方法については、全部業者にまかすと云うことになりますと問題はないが、一応市自体としてやる場合を前提として考えた場合一事業になりますので、予算とも関連して来ると思ふが、年度前において企画もして予算にも計上されると思ひますがこれについて。

総務課長～業者は部落と云う地域がござりますが、そう云う所の企画と云うことが考えられますので、当初予算においても、当然その企画に基づく裏付と云うものが考えられます。

19番～処分の方法について、従来の清掃週間の場合、チリ、アクタを処理するための市の指定した処理場がないために、業者が小作している処理場に投入している現状であります。市として処理場設置の計画があるかどうか。

総務課長～現在指定した場所がありますが、その指定した分だけでは足りない、又各部落でも各々設置はしております。

市においても責任がありますので、助成するなりの方法で、自発的な開発と云うことも今後継続して行きたいと思つております。

現在市が指定した場所は普天間ひ行場入口の所です。これは軍用地ですが、市の方から米琉親善委員会を通して承諾を得て指定した場所でございます。

議 長～次に進みます。



10番～特別清掃地域とありますが、これはどう云う地域であるのか。市内だけの特別地域と云う意味なのか。

総務課長～法の趣しやくでは市の地域を特別清掃地域とすると、それから行政主席は関係町村の同意を得て、規則で定める基準にしたがい、町村の全部又は一部を指定して特別清掃地域とすると云うことになり、特別清掃地域には二つの意味がございまして、その一つは市の地域（無条件）その他の場合は同意を得て指定すると云うことになります。

3番～第8条では大家畜が含まれてないが、これはどういうことか。

総務課長～大家畜が入っていないのは、汚物の範囲に入っていないので、汚物の範囲はゴミ、モイガラ、ふん尿、犬、ねこ、ねずみ等でありまして、家畜の場合は範囲外になっております。

議長～暫休憩致します。（午後2時40分）

議長～再開致します。（午後2時45分）

15番～第10条は全地域について適用されるのかどうか。

総務課長～除外地域の指定がまだありますので、現在としては全地域になります。しかし除外地域の手続を取りたいと思っておりますが、その地域については次の議会において、皆様方にお諮りしたいと思っております。

5番～第10条について、この工事に着手する5日前までに市長に届出なければならぬとありますが、これはこの条例の適用を受けると云うことになるのか。  
次の2項に関連して解しやくした場合は、その工事施行前からあつた家畜舎、たいひ舎は第2項の適用を受けるかどうか。

総務課長～第10条第2項では、あくまでも清掃を指しておりますので、条例施行後ということになりますが、法でもつて特別清掃地域の施設及び使用の定義についてとありますので、去つた7月1日以降のもの、条項としては対象にはならないと。しかし条項の対象にはなれないが、衛生上の立場からその後の分だけ適用すると云うことではなく、指導行政と云う見地からやつて行く以外にはないと思っております。

5番～関連して第10条第2項を条例公布設定前に施設された建築物に適用するためには、前項の施設と云う事項を家畜舎並びにたいひ舎に代えたら適用すると思うが、修正の必要はないかどうか。

10番～特別清掃地域とありますが、これはどう云う地域であるのか。市内だけの特別地域と云う意味なのか。

総務課長～法の解しやくでは市の地域を特別清掃地域とすると、それから行政主席は関係町村の同意を得て、規則で定める基準にしたがい、町村の全部又は一部を指定して特別清掃地域にするとうこととなりますので、特別清掃地域には二つの意味がございます。その一つは市の地域（無条件）その他の場合は同意を得て指定するとうこととなります。

3番～第8条では大家畜が含まれてないが、これはどういうことか。

総務課長～大家畜が入ってないのは、汚物の範囲に入っていないので、汚物の範囲はゴミ、モイガラ、ふん尿、犬、ねこ、ねずみ等であります。家畜の場合は範囲外になっております。

議長～暫休憩致します。（午後2時40分）

議長～再開致します。（午後2時45分）

15番～第10条は全地域について適用されるのかどうか。

総務課長～除外地域の指定がまだありますので、現在としては全地域になります。しかし除外地域の手続を取りたいと思っておりますが、その地域については次の議会において、皆様方にお話ししたいと思っております。

5番～第10条について、この工事に着手する5日前までに市長に届出なければならないとありますが、これはこの条例の適用を受けると云うことになるのか。

次の2項に関連して解しやくした場合は、その工事施行前からあつた家畜舎、たいひ舎は第2項の適用を受けるかどうか。

総務課長～第10条第2項では、あくまでも清掃を指しておりますので、条例施行後ということになりますが、法でもつて特別清掃地域の施設及び使用の定義についてとありますので、去つた7月1日以降のものは、条項としては対象にはならないと。しかし条項の対象にはないが、衛生上の立場からその後の分だけ適用するとうことではなく、指導行政と云う見地からやつて行く以外にはないと思っております。

5番～関連して第10条第2項を条例公布設定前に施設された建物に適用するためには、前項の施設と云う事項を家畜舎並びにたいひ舎に代えたら適用すると思うが、修正の必要はないかどうか。



総務課長～字くの修正によつて全面適用されると云うことも考えられます。しかし法でもつての特別清掃地域の施設及び使用の制限と云うことになつて、法律でも特別地域と云う限定されての適用対象になつておきますので、指導行政と云う面からする以外はないと思つています。法でもつて全面的ではなくて、特別清掃地域におけるそう云うものについては、その基準によらなければ出来ないとおつておりますので、それ以前のことは特別清掃地域でもありませんので、今後指導して行くと云う方法しかないとおつております。

19番～第5条の母法施行規則の第108号第3条で定める基準に従い衛生的に行わなければならないとありますが、この母法はどう云うようになつておるか、又衛生的とはどの範囲であるのか。

総務課長～第6条第1項は、市町村は特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならぬ。その収集及び処分は、規則で定める基準に従い衛生的に行わなければならない、但し市町村長は汚物取扱い業者をして全地域内又は一部の地域内の汚物を処分させることが出来る。

第3項、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的など処分をすることが出来る汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物とその他のゴミを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するようにつとめなければならない。となつております。

15番～除外地域に当然出来る所は第10条の第2項を適用するのが。

総務課長～それは条例の適用でございしますが、現在の本市の地域でも、当然清掃地域外に指定されるような地域が相当あると思つておりますので、運用の面で配慮して行きたいと思つております。

5番～特別清掃地域から除外するとの御説明がありましたので、その場合除外出来る最少限の面積等もあるのか。

総務課長～特別清掃地域から除外されるような、状態の基準がございまして、面積等はありません。

18番～運用面について、すでにそう云つた施設の場合に、条例が設定されると、今先の事務上の運用はどう云うふうになされるか。又第10条第1項で云う「目前」と云うことは、建築基準法とも関連すると思うが、許可はそれ以前に受けなければならないのか。



総務課長～字くの修正によつて全面適用されると云うことも考えられます。しかし法でもつての特別清掃地域の施設及び使用の制限と云うことになつて、法律でも特別地域と云う限定されての適用対象になつておりますので、指導行政と云う面からする以外はないと思つております。法でもつて全面的ではなくて、特別清掃地域におけるそう云うものについては、その基準によらなければ出来ないと云つておりますので、それ以前のごときは特別清掃地域でもありませんので、今後指導して行くと云う方法しかないと思つております。

19番～第5条の母法施行規則の第108号第3条で定める基準に従い衛生的に行わなければならないとありますが、この母法はどう云うようになつておるか、又衛生的とはどの範囲であるのか。

総務課長～第6条第1項は、市町村は特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。その収集及び処分は、規則で定める基準に従い衛生的に行わなければならない、但し市町村長は汚物取扱業者をして全地域内又は一部の地域内の汚物を処分させることが出来る。

第3項。特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的な処分をすることが出来る汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物とその他のゴミを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するようにつとめなければならない。となつております。

15番～除外地域に当然出来る所は第10条の第2項を適用するのか。

総務課長～これは条例の適用でございますが、現在の本市の地域でも、当然清掃地域外に指定されるような地域が相当あると思つておりますので、運用の面で配慮して行きたいと思つております。

5番～特別清掃地域から除外するとの御説明がありましたが、その場合除外出来る最少限の面積等もあるのか。

総務課長～特別清掃地域から除外されるような、状態の基準がございます。面積等はありません。

18番～運用面について、すれにそう云つた施設の場合に、条例が設定されると、今先の事務上の運用はどう云うふうになされるか。  
又第10条第1項で云う5日前と云うことは、建築基準法とも関連すると思うが、許可はそれ以前に受けなければならないのか。

総務課長～運用の面についてであります。これは大変難しい問題であります。そう云うのは法でもつても、特別清掃地域に対する定義付しかないと、本市が特別清掃地域になつたのは、7月1日であり、その前についてはどうするかとのことではありますが、規則でも制限規定がないと、列へばこれからのものについては、法も規則も適用されないと云うことになつた場合に実際同じ地域で、同じ衛生と云う見地から見た場合に過去のものそのまま、これからのものは改善して行くとなつたら、むじゆんが生じるので指導行政と云う方法でしか出来ないと思つております。

それから5日前の点についてであります。工事着手する5日前であります。それ以前に3坪以上の蓄粪池になりますと、建築基準法の対象になりますので、一応着手する以前に建築確認を受けなければならぬことになります。

議長～暫休憩致します。(午後3時4分)

議長～再開致します。(午後3時7分)

5番～この条例が設定された場合、周辺が住宅にかこまれた場所で家畜舎の申請が出た場合に第10条を適用して許可するか、しないか。それから第2項に関連して、現に周辺住宅にかこまれて家畜舎がありますが、それについてはこの条例設定後どう云う行政処置を取れるか。

総務課長～特別清掃地域になりますので、法でもつて定められた場所的基準構造的基準等によつてなされた施設については許可出来ると思つております。その基準に達しないものについては許可は出来ません。例へば、どの場所からでも20米はなれ、又飲料水等に關係がなければ、法でもつてもおさえる規定はないと思つております。

4番～設置基準をこの条例のどこにおりこむか、又これはおりこむ必要はないかどうか。

第8条の汚物の処理申請について、現在どのようになされているか。又申請をすとなりますと、諸様式に記載しなければ出来ないもので、相当時間も要すると思つたが、これは市が責任を持つと云うような条文には出来ないか。

第11条の業者の許可申請について、法人にあつては定款の写及び登記簿謄本を添付しなければならないとありますが、事業確認の場合に良いと思つたが。

総務課長～第10条の基準であります。これはこの条例の母法になつてい

る。清掃法の施行規則にうたわねておりますので、あえて条例でう



総務課長～運用の面についてであります。これは大変難しい問題であります。そう云うのは法でもつても、特別清掃地域に対する定義付しかないと、本市が特別清掃地域になつたのは、7月1日であり、その前についてはどうするかとのことですが、規則でも副規規定がないと、列へばこれからのものについては、法も規則も適用されると云うことになつた場合に実際同じ地域で、同じ衛生と云う見地から見た場合に過去のもものはそのまま、これからのものは改善して行くとなつたら、むじゆんが生じるので指導行政と云う方法でしか出来ないと思つております。

それから5日前の点についてであります。工事に着手する5日前であります。それ以前に3坪以上の糞尿貯蓄舎になりますと、建築基準法の対象になりますので、一応着手する以前に建築確認を受けなければならないこととなります。

議長～暫休憩致します。(午後3時4分)

議長～再開致します。(午後3時7分)

- 5 番～この条例が設定された場合、周辺が住宅にかこまれた場所で家畜舎の申請が出た場合に第10条を適用して許可するか、しないか。それから第2項に関連して、現に周辺住宅にかこまれて家畜舎がありますが、それについてはこの条例設定後どう云う行政処置を取られるか。

総務課長～特別清掃地域になりますので、法でもつて定められた場所的基準構造的基準等によつてなされた施設については許可出来ると思つております。その基準に達しないものについては許可は出来ない。例へば、どの場所からでも20米はなれ、又飲料水等に関係がなければ、法でもつてもおさえる規定はないと思つております。

- 4 番～設置基準をこの条例のどこにおりこむか、又これはおりこむ必要はないかどうか。

第8条の汚物の処理申請について、現在どのようになされているか。又申請をすとなりますと、諸様式に記載しなければ出来ない。相当時間も要すると思ふが、これは市が責任を持つと云うような条文には出来ないか。

第11条の業者の許可申請について、法人にあつては定款の写及び登記簿謄本を添付しなければならないとありますが、事業確認の場合に良いと思ふが。

総務課長～第10条の基準であります。これはこの条例の母法になつていて、清掃法の施行規則にうたわねておりますので、あえて条例でう



たふ必要はないと思っております。  
犬、この死体の処理について、ありますが、現在の所そう云う委託はほとんどありません。都市地区ではままあります。市町村に委託することが出来ると云う規定がございますので、その法のうち村をするための内容のものであります。

議長～暫休懸致します。(午後3時14分)

議長～再開致します。(午後3時34分)

- 5番～第11条の許可申請の場合に、次の事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならないとありますが、これを全部記載して申請すれば、許可になるかどうか。  
又許可を受ける最低基準があれば、御説明願います。

総務課長～内容については、それだけの申請内容を全部具体的に表示して申請した場合に全面的に許可するかどうかとのことでありますが、これは本市の企業の分量と云うものからばつきりしなければ出来ないと思っております。一部には不許可と云うことも有り得ると思っております。又基準については別にございませんが、現在の郡制、コサのものをおじでの指定をする以外にはないと思っております。  
コサの場合、七限運搬車が13台、シンカイ処理車が14台となっております。コサの場合もこれだけの分量でやっておりますので、本市の場合もこれに準じて許可をしたいと思っております。

- 3番～ぐみ取業においては企業はなりたつが、シンカイ処理の場合には成しないとのことですが、これに対してある程度市が見なければならぬと思いが、市としてどの程度見ることが出来るか、又その構想がありましたら。

総務課長～これは事業でありますので、その事業の全分野まで見ることは出来ないと思っておりますが、その業者或いは部落とかの設置に対する助成は考慮して行きたいと思っております。

- 18番～手数料は別表でやるのか。

総務課長～第11条の9はあくまでも、別表のわく内と云うことであります。

- 18番～7.8以外は問題はないと思っておりますが、申請が出た場合どう検討して行くか。

総務課長～申請者個々の内容によつても異なると思いますが、本市においてはすでにそう云う取取扱をされていると云う、実績のある人の場合、

たむ必要はないと思っております。

犬、ねこの死体の処理についてはであります。現在の所そう云う委託はほとんどありません。都市地区ではまます。市町村に委託することが出来ると云う規定がございますので、その法のうら付をするための内容のものであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時14分)

議長～再開致します。(午後3時34分)

- 5 番～第11条の許可申請の場合に、次の事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならないとありますが、これを全部記載して申請すれば、許可になるかどうか。又許可を受ける最低基準があれば、御説明願います。

総務課長～内容については、これだけの申請内容を全部具体的に表示して申請した場合に全面的に許可するかどうかとのことでありますが、これは本市の企業の分量と云うものからはつきりしなければ出来ないと思っております。一部には不許可と云うこともあり得ると思っております。又基準については別にございせんが、現在の那覇、コサのものをおしての推定をする以外にはないと思っております。コサの場合しに尿運搬車が13台、シンカイ処理車が14台となっております。コサの場合もこれだけの分量でやっておりますので、本市の場合もこれに準じて許可をしたいと思っております。

- 3 番～くみ取業においては企業はなりたつが、シンカイ処理の場合には成立ないとのことでありますが、これに対してある程度市が見なければならぬと思うが、市としてどの程度見ることが出来るか、又その構想がありましたら。

総務課長～これは事業でありますので、その事業の全分野まで見ることは出来ないと思っておりますが、その業者或いは部落とかの設置に対する助成は考慮して行きたいと思っております。

18 番～手数料は別表でやるのか。

総務課長～第11条の9はあくまでも、別表のわく内と云うことであります。

18 番～7.8以外は問題はないと思っておりますが、申請が出た場合どう検討して行くか。

総務課長～申請者個々の内容によつても異なると思っておりますが、本市においてはすれにそう云う取扱をされていると云う、実績のある人の場合、



その実績等も考察して、実質的な内容で検討して行きたいと思っております。

議長～只今定刻4時になつております。後暫く時間延長をしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに致します。

4番～第11条第4項の1ケ年と云う期間の根拠について、又この事業をするには相当の資金を投入しなければ出来ないと云うが。

総務課長～期限そのものについては、是非1ケ年と云う誓約はございません一応企業の許可はしたが、企業そのものの状態が、もつぱら行務1本にしぼつて公共性のとほしいような状態になつてしまうと云うようなことも考えられますので、期限として1ケ年にすると、全面的に否定すると云うことではなく、実績と云うこともありますので、更新をする場合においても、その人が充分公共的清潔事業と云うものに勢力して努めているならば心配はないと思つております又コザ、那覇の場合も1ケ年と云うことになつております。

議長～次に進みます。

18番～第15条第2項について、~~十六の場合も~~組織人、法人の場合も組織になつておりますので、そこには、変更・相続等とあると思ひますが、一応届出ると云うことにした方が良いと思ふが、返納となると、かえらないと云うことになると思ふが、廃業、死亡合併の場合は、どれかに属すると思ふが、検査証を返納するのかどうか。

総務課長～これは一応企業の名義人が死亡すると云うことになりまますので、通常の遺産とかについては当然相続人が相続するわけがありますがこれは公益事業であり、相続人がおつても、その人が公益事業を行ふ意志があるか、ないかによつて許可をあたえられると云うことも考えられますので、若しそれだけの施設を認めておるので、私はその財産を有効に生かすために、私自身事業をやるんだと云う意志がある場合は、企業の認可を受けると云う条件においては、有利になるのではないかと、只無条件で与えると云うことは出来ないと云う意味であります。

18番～届出ると云うことと、返納すると云うことと、二つに分けたら良いと思ふが。



その実績等も考案して、実質的な内容で検討して行きたいと思っております。

議長～只今定刻4時になつております。後暫く時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに致します。

4番～第11条第4項の1ケ年と云う期間の根きよについて。又この事業をするには相当の資金を投入しなければ出来ないと云うが。

総務課長～期限そのものについては、是非1ケ年と云う誓約はございません一応企業の許可はしたが、企業そのものの状態が、もつばら行務1本にしばつて公共性のとほしいような状態になつてしまうと云うようなことも考えられますので、期限として1ケ年にすると。全面的に否定すると云うことではなく、実績と云うこともありまして、更新をする場合においても、その人が充分公共的清掃事業と云うものに勢力して努めているならば心配はないと思つております又コザ。那覇の場合も1ケ年と云うことになつております。

議長～次に進みます。

18番～第15条第2項について、~~個人の場合も組~~個人、法人の場合も組織になつておりますので、そこには、変更・相続等とあると思ひますが、一応届出ると云うことにした方が良いと思ひますが、反納となると、かえらないと云うことになると思ひますが、廃業、死亡合併の場合は、どれかに属すると思ひますが、検査証を反納するのかどうか。

総務課長～これは一応企業の名義人が死亡すると云うことになりますので、通常の遺産とかについては当然相続人が相続するわけがありますがこれは公益事業であり、相続人がおつても、その人が公益事業を遂行する意志があるか、ないかによつて許可をあたえられると云うことも考えられますので、若しそれだけの施設を譲受けてるので、私はその財産を有効に生かすために、私自身事業をやるんだと云う意志がある場合は、企業の認可を受けると云う条件においては、有利になるのではないかと、只無条件で与えると云うことは出来ないと云う意味であります。

18番～届出ると云うことと、反納すると云うことと、二ツに分けたら良いと思ひますが。

総務課長～普通の公益事業とは大分意味が違ふと云う意味から、一応は前名義人が死亡、合併、解散と云う場合には、新たな意志があるならば新たな意志のもとに、計画をしてその人なりの事業計画に基づいてしか認可は出来ない。

議 長～暫休憩致します。(午後4時54分)

議 長～再開致します。(午後4時57分)

16番～第22条の許可手数料については母法のもの ~~か~~ か、又那覇、コザ等のものを参考にされたのか。

総務課長～これは行政行為でありますので、別に法では規定されておりません。額の面については、那覇、コザのものを参考にして算定しております。

5番～第23条の汚物取扱手数料の件についてであります。若しかりに許可を受けようとする取扱業者が大勢いた場合、その中で自分が優先的に許可を受けたいと云う立場から、条例に示めされた手数料より以下で引受けると申請があつた場合は、他の取扱業者より優先的に取扱をするかどうか。

総務課長～条例の別表の方でも最高わくをおさえて、それ以下となつておりますので、又取扱業者の場合は採算が取れるようにしなければ出来ないとと思いますが、一般市民の立場からすると、最も安い方が良く、そう云う観点から出来れば安い業者にさせたいと思つております。

4番～なるべく安い業者にさせるとのことですが、しかし同じ市内でも地域によつては手数料の差額が出た場合、行政運営上まずいと思ひますが。

総務課長～先の答弁では安い業者にさせたいと申し上げましたが、これは住民の立場、行政担当者の立場からは、そうしたいと云うことであります。運用の段階においては、業者間の調整はしたいと思つております。本市の場合に米人向貸住宅地域と、一般家宅と云う特殊の状況にあり、地域においては、少々差は生ずると思ひますが、しかし一般家宅の場合には、最も少ない額で調整して行きたいと考えております。

3番～今先の答弁の中に米人向貸住宅地域と云うことがありましたが、その地域においてこの条例を適用出来るかどうか。



総務課長～普通の公益事業とは大分意味が違ふと云う意味から、一応は前名義人が死亡、合併、解散と云う場合には、新たな意志があるならば新たな意志のもとに、計画をしてその人なりの事業計画に基づいてしか認可は出来ない。

議 長～暫休願致します。(午後4時54分)

議 長～再開致します。(午後4時57分)

16番～第22条の許可手数料については母法のものものか、又那覇、コザ等のものを参考にされたのか。

総務課長～これは行政行為でありますので、別に法では規定されておりません。額の面については、那覇、コザのものを参考にして算定しております。

5番～第23条の汚物取扱手数料の件についてであります。若しかりに許可を受けようとする取扱業者が大勢いた場合、その中で自分が優先的に許可を受けたいと云う立場から、条例に示めされた手数料より以下で引受けると申請があつた場合は、他の取扱業者より優先的に取扱をするかどうか。

総務課長～条例の別表の方でも最高わくをおさえて、それ以~~兩~~となつておりますので、又取扱業者の場合は採算が取れるようにしなければ出来ないと思いますが、一般市民の立場からすると、最も安い方が良く、そう云う観点から出来れば安い業者にさせたいと思つております。

4番～なるべく安い業者にさせるとのことではありますが、しかし同じ市内でも地域によつては手数料の差額が出た場合、行政運営上まずいと思いますが。

総務課長～先の答弁では安い業者にさせたいと申し上げましたが、これは住民の立場、行政担当者の立場からは、そうしたいと云うことではありますが、運用の段階においては、業者間の調整はしたいと思っております。

本市場合に米人向貸住宅地域と、一般家ていと云う特殊の状況にあり、地域においては、少々差は生ずると思いますが、しかし一般家ていの場合には、最も少ない線で調整して行きたいと考えております

3番～今先の答弁の中に米人向貸住宅地域と云うことがありましたが、その地域においてこの条例を適用出来るかどうか。



総務課長～軍用地以外は全部この条例の適用を受けるようになっておりますが、しかし、そこに住んでいる相手が外人でありますので、その点疑問が出て来ると云う感は致しますが、清冊行政と云う見地からすると軍用地以外は、全部適用を受けると思っております。

3 番～事業そのものが、外人を相手にしておりますので、この条例を適用出来るかどうかであります。又その地域で、宜野湾市以外の業者で、ユースカーあたりの認可を受けて、事業をした場合に、この条例との関連はどうなるか。

総務課長～今の御質問はこの条例を貸住宅地域に適用した場合、ユースカーあたりとの関係は生じないかとのことでありますが、現在の本市の地域内においては、個人対個人で契約をしてやっておりますので、おそらくユースカーあたりでも、そう云う所まではもつてこれないと思っております。又ユースカー自身としても施設外でありますので、法的にも権利施行は出来ないと思っております。

18 番～若し許可をして以後、汚物処理等を引受けないときはどうなるか。

総務課長～これは許可条件の中でこの区域はこの業者が汚物処理にあたりと云う通りの条件になりますので、若し引受けないと云った場合においては、第25条の行政処分の適用を受ける。

3 番～附則の第2項で立法第109号附則第2号で認可を受けたものは、30日間は申請しなくても良いと云うことになっておりますが、この条例には既設業者の優先と云うのが契約更新の場合に優先の規則がないが、この条例に優先の条項が必要ではないか。

総務課長～只今の御質問はこれから運用の段階に入つて行くと云う場合に既設業者が優先すると云う条項をもうける必要はないかとのことであります。現在の業者については、優先をすると云う考えはございません。規定上からすると、第2項に示めされたものは、法でもつて優先づけられないと。30日間は申請しなくても出来ると云うことで、法では優先をすると云う難問の案規定しませんが、その他については市町村自体で入れると云うことはどうかと思っております。

5 番～第26条のばつ罰について、条例違反は全部1率に15ドル以下のばつ金又は科料となつておりますが、第11条に違反したものは、もつと科料を上げる必要はないかどうか。と云うのは15ドルと云う金額はわずかな金額でありますので、第11条の違反は他の違反よりも上げる必要があると思ふがどうお考えになりますか。

総務課長～軍用地以外は全部この条例の適用を受けるようになっておりますが、しかし、そこに住んでいる相手が外人でありますので、その点疑問が出て来ると云う感は致しますが、清掃行政と云う見地からすると軍用地以外は、全部適用を受けると思っております。

3 番～事業そのものが、外人を相手にしておりますので、この条例を適用出来るかどうかであります。  
又その地域で宜野湾市以外の業者で、ユースカーあたりの認可を受けて、事業をした場合に、この条例との関連はどうなるか。

総務課長～今の御質問はこの条例を貸住宅地域に適用した場合、ユースカーあたりとの関係は生じないかとのことではありますが、  
現在の本市の地域内においては、個人対個人で契約をしてやっておりますので、おそらくユースカーあたりでも、そう云う所まではもつてこれないと思っております。又ユースカー自身としても施設外でありますので、法的にも権利施行は出来ないと思っております。

18番～若し許可をして以後、汚物処理等を引受けないときはどうなるか。

総務課長～これは許可条件の中でこの区域はこの業者が汚物処理にあたりと云う1つの条件になりますので、若し引受けないと云つた場合においては、第25条の行政処分の適用を受ける。

3 番～附則の第2項で立法第109号附則第2号で認可を受けたものは、30日間は申請しなくても良いと云うことになっておりますが、この条例には既設業者の優先と云うのが契約更新の場合に優先の規則がないが、この条例に優先の条項が必要ではないか。

総務課長～只今の御質問はこれから運用の段階に入つて行く場合と云う場合に既設業者が優先すると云う条項をもうける必要はないかとのことではありますが、現在の業者については、優先をすると云う考えはございません、規定上からすると、第2項に示めされものは、法でもつて優先づけられないと。  
30日間は申請はしなくても出来ると云うことで、法では優先をすると云う難問の経緯規定しかございませんので、その他については市町村自体で入れると云うことはどうかと思っております。

5 番～第26条のはつ則について、条例違反は全部1率に15ドル以下のはつ金又は料料となつておりますが、第11条に違反したものは、もつと料料を上げる必要はないかどうか。  
と云うのは15ドルと云う金額はわずかな金額でありますので、第11条の違反は他の違反よりも上げる必要があると思うがどうお考えになりますか。



総務課長～第11条の違反と云うことについては、市民も非常に気を配らなければいけませんし、又公共性の事業をやたらに不衛生的になされるかと迷惑を受けます。その意味で運用面では、第26条のわぐにしておりますが、出来るだけ第25条を適用して行政処分をやりたいと云うのが、この条例の趣意であります。

それから、第26条の15ドルを以上にもつて行くことが出来かどうか、どうかについては、市町村自治法の第11条第3項に市町村は法令に特別の定めがあるものを外く外、その条例中に条例違反した者に対して、15ドル以下のはつ金、拘留、科料の利を科する旨の規定を設けることが出来ると云うことで、自治法で最高は15ドルまでしか出来ないと云っております。

5番～第25条の各項を適用できるとのことではありますが、尚、これに不服として、違反した場合の処置についてはどうするか。

総務課長～行政処分によつて、不服だと云うことになりますと、これは行政訴訟と云うことになりませんが、一応は許可を取り消すと云うことになりますと、事業は出来ないと云うことになりますと、やつた場合は又清掃法のばつ間の適用以外には処ばつた方法はないと思つております。

議長～暫休憩致します。(午後4時20分)

議長～再開致します。(午後4時39分)

議長～質疑丁切の声がありますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では本案の討論に入ります。

5番～市にも昇格し、特別清掃地域にもなつており、今まむ市清掃条例がなかつたことは、おそすぎる位であり、又この条例の内容においても多少けねんする点もありますが、その点運用面において当局が充分なる最善を尽すよう御要望申し上げ、原案に賛成致します。

議長～外にございませんか、なければ討論を打切りたいと思うが。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

総務課長～第11条の違反と云うことについては、市民も非常に気を配らなければいけないし、又公共性の事業をやたらに不衛生的になされると迷惑を受けるのは住民であり、もつと強いばつが必要であると考えられます。その意味で運用面ではばつ則は第26条のわくにしてありますが、出来るだけ第25条を適用して行政処分をやりたいと云うのが、この条例の旨にあります。

それから第26条の15ドルを以上にもつて行くことが出来かどうかについては、市町村自治法の第11条第3項に市町村は法令に特別な定めがあるものを外く外、その条例中に条例に違反した者に対し、15ドル以下のばつ金、拘留、料料の利を科する旨の規定を設けることが出来ると云うことで、自治法で最高わくで15ドルまれしか出来ないとなつております。

5 番～第25条の条項を通用できるとのことではありますが、尚、これに不服として、違反した場合の処置についてはどうするか。

総務課長～行政処分によつて、不服だと云うことになりまして、これは行政訴訟と云うことになりまして、一応は許可を取消すと云うことになりまして、事業は出来ないと云うことになりまして。

出来ないと云う状態において、やつた場合は又清掃法のばつ則の適用以外には処ばつする方法はないと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後4時20分)

議 長～再開致します。(午後4時39分)

議 長～質疑打切の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打切ること致します。

議 長～では本案の討論に入ります。

5 番～市にも昇格し、特別清掃地域にもなつており、生まれ市清掃条例がなかつたことは、おそすぎる位であり、又この条例の内容においても多少けねんする点もありますが、その点運用面において当局が充分なる最善を尽すよう御要望申し上げ、原案に賛成致します。

議 長～外にございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ること致します。



議長～では議案第2号直野湾市清掃条例設定についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。  
(異議なしと申す)

議長～御異議がないものと認め、議案第2号直野湾市清掃条例設定についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時42分)

議長～再開致します。(午後4時44分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以て本日の会議を終ることに致します。尚、次回は1月16の午前10時より会議を開くことに致します。  
散会(午後4時45分)

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～お疲れ様です。

議長～では議案第2号宜野湾市清冊条例設定についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第2号宜野湾市清冊条例設定についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時42分)

議長～再開致します。(午後4時44分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚、次回は1月16の午前10時より会議を開くことに致します。  
散会(午後4時45分)